

改正後	改正前																				
第1条～第1条の3 《現行どおり》 (公園施設の設置基準) 第1条の4 《現行どおり》 (1) 政令第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設、同条第8項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設、政令第6条第6項に規定する公募対象公園施設である建築物を設ける場合 100分の10 (<u>草津市立プール</u>にあつては、100分の20) (2) 《現行どおり》 2～3 《現行どおり》 第1条の5～第14条 《現行どおり》 (利用料金) 第15条 第2条の規定により市長が指定管理者に有料公園施設の管理を行わせる場合は、第13条第2項および第5項の規定にかかわらず、利用者(<u>施設の利用にあつては、弾正公園、水生植物公園みずの森および草津川跡地公園(区間4)</u>内の有料公園施設を使用する者に、<u>付属設備の利用にあつては、草津川跡地公園(区間4)</u>内の有料公園施設を使用する者に限る。)は、指定管理者に有料公園施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。 2 利用料金は、<u>第13条第5項</u>および別表第2に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときについても、同様とする。 3 前項の場合において、<u>第13条第5項</u>および別表第2中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。 4～6 《現行どおり》 第16条～第30条 《現行どおり》 別表第1(第7条第1項関係) <table border="1"> <tr> <th>有料公園施設が属する都市公園</th><th>有料公園施設</th></tr> <tr> <td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr> <tr> <td>草津川跡地公園(区間2)</td><td>《現行どおり》</td></tr> <tr> <td><u>草津川跡地公園(区間4)</u></td><td><u>草津市立プール駐車場</u></td></tr> <tr> <td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr> </table> 別表第2(第13条第2項、第15条第2項関係) (1)～(7) 《現行どおり》	有料公園施設が属する都市公園	有料公園施設	《現行どおり》	《現行どおり》	草津川跡地公園(区間2)	《現行どおり》	<u>草津川跡地公園(区間4)</u>	<u>草津市立プール駐車場</u>	《現行どおり》	《現行どおり》	第1条～第1条の3 《省略》 (公園施設の設置基準) 第1条の4 《省略》 (1) 政令第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設、同条第8項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設、政令第6条第6項に規定する公募対象公園施設である建築物を設ける場合 100分の10 (<u>(仮称)草津市立プール</u>にあつては、100分の20) (2) 《省略》 2～3 《省略》 第1条の5～第14条 《省略》 (利用料金) 第15条 第2条の規定により市長が指定管理者に有料公園施設の管理を行わせる場合は、第13条第2項の規定にかかわらず、利用者(<u>弾正公園および水生植物公園みずの森</u>内の有料公園施設を使用する者に限る。)は、指定管理者に有料公園施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。 2 利用料金は、別表第2に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときについても、同様とする。 3 前項の場合において、別表第2中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。 4～6 《省略》 第16条～第30条 《省略》 別表第1(第7条第1項関係) <table border="1"> <tr> <th>有料公園施設が属する都市公園</th><th>有料公園施設</th></tr> <tr> <td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr> <tr> <td>草津川跡地公園(区間2)</td><td>《省略》</td></tr> <tr> <td>《改正後に新設》</td><td>《改正後に新設》</td></tr> <tr> <td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr> </table> 別表第2(第13条第2項、第15条第2項関係) (1)～(7) 《省略》	有料公園施設が属する都市公園	有料公園施設	《省略》	《省略》	草津川跡地公園(区間2)	《省略》	《改正後に新設》	《改正後に新設》	《省略》	《省略》
有料公園施設が属する都市公園	有料公園施設																				
《現行どおり》	《現行どおり》																				
草津川跡地公園(区間2)	《現行どおり》																				
<u>草津川跡地公園(区間4)</u>	<u>草津市立プール駐車場</u>																				
《現行どおり》	《現行どおり》																				
有料公園施設が属する都市公園	有料公園施設																				
《省略》	《省略》																				
草津川跡地公園(区間2)	《省略》																				
《改正後に新設》	《改正後に新設》																				
《省略》	《省略》																				

改正後		改正前
(8) (別添 1 のとおり)		≪改正後に新設≫ ≪改正後に新設≫
(9) 駐車場		
区分	駐車料金	
普通駐車	普通自動車 100円／30分 準中型・中型・大型自動車 250円／30分	
夜間駐車	午後10時から翌日午前 6 時まで 普通自動車 100円／60分 準中型・中型・大型自動車 250円／60分	
備考		
1 普通自動車の場合で、普通駐車および夜間駐車に係る料金の合計額が1,200円を超える場合は、24時間当たりの限度額を1,200円とし、準中型・中型・大型自動車の場合で、普通駐車および夜間駐車に係る料金の合計額が3,000円を超える場合は、24時間当たりの限度額を3,000円とする。		
2 草津市立プールの使用者については、駐車開始から 4 時間まで無料とする。		
(10)～(11) ≪現行どおり≫		
(8)～(9) ≪省略≫		

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年8月1日から施行する。ただし、第15条第1項から第3項までの改正規定は令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の草津市都市公園条例の草津川跡地公園（区間4）内の有料公園施設の使用に係る申請およびこれに対する許可の手續その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別添1

(8) 草津市立プール

ア 専用使用

区分		使用種別		備考
		平日（夏季特定期間を除く。）および冬季特定期間（以下「平日」と総称する。）	土日祝日（冬季特定期間を除く。）および夏季特定期間（以下「土日祝日」と総称する。）	
50メートルプール	全面	14,300円/時間	18,590円/時間	使用時間は4時間以上とする。
	分割1（22.5メートル×15メートル）	10,140円/時間	13,180円/時間	使用時間はプールの分割および分割の解除に要する時間を含め2時間以上とする。
	分割2（22.5メートル×7.5メートル）	5,070円/時間	6,590円/時間	
	1レーン（50メートル）	2,360円/時間	3,060円/時間	1レーン当たりの使用者数は2名以上10名以下とし、1団体につき5レーンまでとする。
	1レーン（25メートル）	1,880円/時間	2,440円/時間	1レーン当たりの使用者数は2名以

				上10名以下とする。
25メートルプール	全面	11,500円／時間	14,950円／時間	使用時間は4時間以上とする。
	1レーン	1,880円／時間	2,440円／時間	1レーン当たりの使用者数は2名以上10名以下とし、1団体につき4レーンまでとする。
飛込プール	全面	5,740円／時間	7,460円／時間	飛込プールとドライランドとを併用して専用使用する場合は、ドライランドの専用料金に、飛込プールの専用料金の5割に相当する額を加算した額とする。
ドライランド	全面	5,280円／時間	6,860円／時間	
スタジオ1	全面	2,270円／時間	2,950円／時間	
スタジオ2	全面	1,590円／時間	2,060円／時間	
トレーニングルーム	全面	3,540円／時間	4,600円／時間	使用時間は4時間以上とする。
屋外オープンスペース	全面	1,320円／時間	1,710円／時間	
会議室1	1室	560円／時間	720円／時間	会議室1と会議室2を一室として使用することを可能とする。
会議室2	1室	500円／時間	650円／時間	
会議室（記者室）	1室	510円／時間	660円／時間	
応接室	1室	1,870円／回	2,430円／回	50メートルプール、25メートルプールまたは飛込プール（以下「プール等」という。）を専用使用する場合は、専用使用を可とし、使用時間は、プール等における専用使用時間と同時間とする。
役員控室	1室	4,400円／回	5,720円／回	
審判控室1	1室	600円／回	780円／回	
審判控室2	1室	530円／回	680円／回	
監視員室1	1室	640円／回	830円／回	
監視員室2	1室	180円／回	230円／回	
放送記録室	1室	1,270円／回	1,650円／回	
選手控室	1室	1,050円／回	1,360円／回	
アクアラウンジ	1室	2,560円／回	3,320円／回	

備考

- この表に掲げる使用料は、アマチュアスポーツの使用で、入場料またはこれに類するものを徴収しない場合に適用する。
- この表に掲げる専用使用は、使用者が施設の全部または一部を貸切の場合とする。
- 夏季特定期間は6月から9月まで、冬季特定期間は12月から2月までとする。
- 飛込プールおよびドライランドを使用する場合は、指導者が付き添うものとする。
- やむを得ない事情により施設の開館時間外に使用する場合においては、この表に掲げる使用料の5割に相当する額を加算する。この場合において、1時間未満の端数は、これを切り上げる。
- アマチュアスポーツの使用で、入場料またはこれに類するものを徴収する場合であつて、使用種別が平日のときは、この表に掲げる平日の使用料の8割に相当する額を加算し、使用種別が土日祝日のときは、この表に掲げる平日の使用料の1.3倍に相当する額を加算する。
- アマチュアスポーツ以外の使用で、入場料またはこれに類するものを徴収しない場合であつて、使用種別が平日のときは、この表に掲げる平日の使用料の4.4倍に相当する額を加算し、使用種別が土日祝日のときは、この表に掲げる平日の使用料の6倍に相当する額を加算する。
- 使用者の住所（法人または権利能力のない社団もしくは財団が事務所または事業所を有する場合は、それらの所在地をいう。）が滋賀県以外であるときは、この表に掲げる使用料の5割に相当する額を加算する。

10 入場料またはこれに類するものを徴収しない場合であつても、宣伝その他これに類する目的をもつてアマチュアスポーツ以外の使用を行うときは、入場料またはこれに類するものを徴収する場合とみなす。

11 この表に定めるところにより算定した使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は、これを切り捨てる。

イ 専用使用以外

区分	使用種別				
	個人	回数券	団体（10人以上20人以下）	団体（21人以上30人以下）	団体（31人以上）
プール等	880円	8,800円	610円／人	520円／人	440円／人
トレーニングルーム、スタジオおよびドライランド（以下「トレーニングルーム等」という。）	550円	5,500円	380円／人	330円／人	270円／人
プール等とトレーニングルーム等を併用する場合	1,100円	11,000円	770円／人	660円／人	550円／人

備考

- 1 トレーニングルームおよびスタジオの使用は、中学生以上に限る。
- 2 飛込プールおよびドライランドを使用する場合は、指導者が付き添うものとする。
- 3 回数券とは、当該施設を11回使用できるものをいう。
- 4 未就学児が使用する場合は、この表に掲げる使用料の4分の1に相当する額とする。
- 5 16歳未満（未就学児を除く。）および65歳以上の者が使用する場合は、この表に掲げる使用料の半額とする。
- 6 障害者およびその者を介護する者（原則、当該その者1人につき1人に限る。）は、この表に掲げる使用料の半額とする。
- 7 この表に定めるところにより算定した使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は、これを切り捨てる。

（令和5年12月22日揭示済み）

草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月22日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第24号

草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

草津市国民健康保険税条例（昭和30年草津市条例第26号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第16条 <現行どおり> （国民健康保険税の減額）	第1条～第16条 <省略> （国民健康保険税の減額）
第17条 <現行どおり>	第17条 <省略>
2 <現行どおり>	2 <省略>

改正後	改正前
<u>3</u> 国民健康保険税の納税義務者の世帯に令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額および被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額および被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第5条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第5条の5の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金	《改正後に新設》

改正後	改正前
課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の6の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 第17条の2～第17条の4 《現行どおり》 （出産被保険者に係る届出） <u>第17条の5</u> 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。） (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日および個人番号 (3) 出産の予定日 (4) 単胎妊娠または多胎妊娠の別 (5) その他市長が必要と認める事項 2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。 (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類 (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類 (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項および第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。 第18条～第22条 《現行どおり》	第17条の2～第17条の4 《省略》 《改正後に新設》 第18条～第22条 《省略》

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の草津市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るものおよび令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るものおよび令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(令和5年12月22日揭示済み)

草津市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月22日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第25号

草津市手数料条例の一部を改正する条例

草津市手数料条例（昭和53年草津市条例第4号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第10条 《現行どおり》 別表（第2条関係） 1～17 《現行どおり》 18 <u>戸籍の謄本等の交付手数料は、次のとおりとする。</u>	第1条～第10条 《省略》 別表（第2条関係） 1～17 《省略》 18 <u>戸籍の謄本もしくは抄本または磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書面の交付手数料は、1通につき450円（多機能端末機で個人番号カードまたは移動端末設備を利用したものにあつては、350円）とする。</u>
(1) 戸籍の謄本もしくは抄本または戸籍証明書（広域交付に係る戸籍証明書を含む。）の交付手数料は、1通につき450円（多機能端末機で個人番号カードまたは移動端末設備を利用したものにあつては、350円）とする。	《改正後に新設》
(2) 戸籍電子証明書提供用識別符号（戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が、同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本もしくは抄本または戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）の発行手数料は、1件につき400円とする。	《改正後に新設》
19 <u>除かれた戸籍の謄本等の交付手数料は、次のとおりとする。</u>	19 <u>除かれた戸籍の謄本もしくは抄本または磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書面の交付手数料は、1通につき750円とする。</u>
(1) 除かれた戸籍の謄本もしくは抄本または除籍証明書（広域交付に係る除籍証明書を含む。）の交付手数料は、1通につき750円とする。	《改正後に新設》
(2) 除籍電子証明書提供用識別符号（除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の	《改正後に新設》

改正後	改正前
請求を行う者が、同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本もしくは抄本または除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）の発行手数料は、1件につき700円とする。 20～21 《現行どおり》 22 届出または申請の受理の証明書、<u>戸籍法（昭和22年法律第224号。以下この項および次項において「法」という。）第48条第2項（法第117条において準用する場合を含む。）の書類に記載した事項の証明書または法第120条の6第1項の届書等情報の内容についての証明書の</u>交付手数料は、1通につき350円とする。ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁または認知の届出の受理について、法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1,400円とする。 23 法第48条第2項（法第117条において準用する場合を含む。）の書類<u>または法第120条の6第1項の届書等情報の内容を表示したもの</u>の閲覧手数料は、<u>1件</u>につき350円とする。 24～49 《現行どおり》	20～21 《省略》 22 届出または申請の受理の証明書<u>または戸籍法（昭和22年法律第224号。次項において「法」という。）第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類に記載した事項の証明書の</u>交付手数料は、1通につき350円とする。ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁または認知の届出の受理について、法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1,400円とする。 23 法第48条第2項（法第117条において準用する場合を含む。）の書類の閲覧手数料は、<u>書類1件</u>につき350円とする。 24～49 《省略》

付 則
この条例は、令和6年3月1日から施行する。

（令和5年12月22日揭示済み）

規 則

草津市特定教育・保育施設等の確認手続等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年12月7日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第61号

草津市特定教育・保育施設等の確認手続等に関する規則の一部を改正する規則
草津市特定教育・保育施設等の確認手続等に関する規則（平成27年草津市規則第4号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第3条 《現行どおり》 (確認の変更に係る申請等) 第4条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 3 前条の規定は、第1項の確認の変更をしたときについて準用する。 (確認の辞退に係る届出) 第5条 法第36条の規定による特定教育・保育施設の確認の辞退は、特定教育・保育施設確認辞退届出書(別記様式第6号)により行うものとする。 2 法第48条の規定による特定地域型保育事業者の確認の辞退は、特定地域型保育事業者確認辞退届出書(別記様式第7号)により行うものとする。 (確認の取消し等の通知) 第6条 市長は、法第40条第1項の規定による特定教育・保育施設に係る確認の取消または停止および第52条第1項の規定による特定地域型保育事業者の確認の取消または停止をしたときは、特定教育・保育施設等確認取消(停止)通知書(別記様式第8号)により通知するものとする。 (委任) 第7条 《現行どおり》 別記様式第1号(第2条第1項関係) (別添1-1のとおり) 別記様式第2号(第2条第2項関係) (別添2-1のとおり) 別記様式第3号 《現行どおり》 別記様式第4号(第4条第1項関係) (別添3-1のとおり) 別記様式第5号(第4条第2項関係) (別添4-1のとおり) 別記様式第6号(第5条第1項関係) (別添5のとおり) 別記様式第7号(第5条第2項関係) (別添6のとおり) 別記様式第8号(第6条関係) (別添7-1のとおり)	第1条～第3条 《省略》 (確認の変更に係る申請等) 第4条 《省略》 2 《省略》 3 前条の規定は、第1項の確認の変更をしたときまたは第2項の届出があったときについて準用する。 《改正後に新設》 (確認の取消し等の通知) 第5条 市長は、法第40条第1項の規定による特定教育・保育施設に係る確認の取消または停止および第52条第1項の規定による特定地域型保育事業者の確認の取消または停止をしたときは、特定教育・保育施設等確認取消(停止)通知書(別記様式第6号)により通知するものとする。 (委任) 第6条 《省略》 別記様式第1号(第2条第1項関係) (別添1-2のとおり) 別記様式第2号(第2条第2項関係) (別添2-2のとおり) 別記様式第3号 《省略》 別記様式第4号(第4条第1項関係) (別添3-2のとおり) 別記様式第5号(第4条第2項関係) (別添4-2のとおり) 《改正後に新設》 《改正後に新設》 別記様式第6号(第5条関係) (別添7-2のとおり)

付 則

この規則は、令和5年12月7日から施行する。

別添 1－1

別記

様式第1号（第2条第1項関係）

年 月 日

草津市長 宛

申請者
所在地
名称
代表者氏名

特定教育・保育施設確認申請書

子ども・子育て支援法第31条第1項に規定する教育・保育施設に係る確認を受けたいので、次のとおり、関係書類を添えて申請します。

フリガナ	
施設名称	
教育・保育施設の種類	☐ 認定こども園（幼保連携型） ☐ 認定こども園（保育所型） ☐ 認定こども園（幼稚園型） ☐ 認定こども園（地方裁量型） ☐ 幼稚園（認定こども園を除く。） ☐ 保育所（認定こども園を除く。）
施設の所在地・連絡先	
（〒 ー ）	
（ビルの名称等）	
電話番号	FAX番号
メールアドレス	
申請者（設置者）	フリガナ
法人等名称	
主たる事務所の所在地・連絡先	
（〒 ー ） 都道府県 市区	
（ビルの名称等）	
電話番号	FAX番号
メールアドレス	
代表者の職名・氏名・生年月日	フリガナ 氏 名 生年月日 年 月 日
代表者の住所・連絡先	
（〒 ー ） 都道府県 市区	
（ビルの名称等）	
電話番号	FAX番号
事業開始（予定）年月日	年 月 日 認可（認定）年月日 年 月 日

認 可 定 員	1号認定			2号認定			3号認定		
	定員	人		定員	人		定員	人	
	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0歳児	1歳児	2歳児
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
利 用 定 員	1号認定			2号認定			3号認定		
	定員	人		定員	人		定員	人	
	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0歳児	1歳児	2歳児
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
施設管理者の氏名・生年月日			フリガナ			生年月日		年 月 日	
氏 名									
施設管理者の住所			(〒 ー 都道府県 市区)						

(添付書類)

- 次に掲げる書類等（子ども・子育て支援法施行規則第26条各号に掲げる事項（本申請書に記載した事項を除く。）を記載したもの）その他確認に關し必要な書類
- 設置者の定款、寄附行為等および登記事項証明書または条例等の写し
 - 認定こども園、幼稚園または保育所の認可証または認定証等の写し
 - 建物の構造概要および図面（各室の用途を明示するもの）ならびに設備の概要
 - 運営規程
 - 利用者またはその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
 - 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制および勤務形態
 - 当該申請に係る事業に係る資産の状況
 - 子ども・子育て支援法第33条第2項の規定により支給認定子どもを選考する場合の基準
 - 当該申請に係る事業に係る施設型給付費および特別施設型給付費の請求に関する事項
 - 子ども・子育て支援法第40条第2項により確認の申請をすることができない者でないことについて申請者（申請者が法人の場合は役員（理事および監事）全員）が誓約する書面
 - 役員の氏名、生年月日および住所
 - 草津市暴力団排除条例（平成23年草津市条例第24号）第6条の暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないことについて申請者（申請者が法人の場合は役員（理事および監事）全員）が誓約する書面

別添 1－2

別記

様式第1号（第2条第1項関係）

年 月 日

草津市長 宛

申請者
所在地
名称
代表者氏名

印

特定教育・保育施設確認申請書

子ども・子育て支援法第31条第1項に規定する教育・保育施設に係る確認を受けたいので、次のとおり、関係書類を添えて申請します。

フリガナ	
施設名称	
教育・保育施設の種類	☐ 認定こども園（幼保連携型） ☐ 認定こども園（保育所型） ☐ 認定こども園（幼稚園型） ☐ 認定こども園（地方裁量型） ☐ 幼稚園（認定こども園を除く。） ☐ 保育所（認定こども園を除く。）
施設の所在地・連絡先	
（〒 ー ）	
（ビルの名称等）	
電話番号	FAX番号
メールアドレス	
申請者（設置者）	フリガナ
法人等名称	
主たる事務所の所在地・連絡先	
（〒 ー ） 都道府県 市区	
（ビルの名称等）	
電話番号	FAX番号
メールアドレス	
代表者の職名・氏名・生年月日	フリガナ 氏 名 生年月日 年 月 日
代表者の住所・連絡先	
（〒 ー ） 都道府県 市区	
（ビルの名称等）	
電話番号	FAX番号
事業開始（予定）年月日	年 月 日 認可（認定）年月日 年 月 日

認 可 定 員	1号認定			2号認定			3号認定		
	定員	人		定員	人		定員	人	
	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0歳児	1歳児	2歳児
(認定区分ごとの認可定員を記載し、その内訳を下段に記載)									
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
利 用 定 員	1号認定			2号認定			3号認定		
	定員	人		定員	人		定員	人	
	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0歳児	1歳児	2歳児
(認定区分ごとの利用定員を記載し、その内訳を下段に記載)									
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
施設管理者の氏名・生年月日	フリガナ			生年月日			年 月 日		
	氏 名								
施設管理者の住所	(〒 ー) 都道府県 都市区								

(添付書類)

- 次に掲げる書類等（子ども・子育て支援法施行規則第26条各号に掲げる事項（本申請書に記載した事項を除く。）を記載したもの）その他確認に關し必要な書類
- 設置者の定款、寄附行為等および登記事項証明書または条例等の写し
 - 認定こども園、幼稚園または保育所の認可証または認定証等の写し
 - 建物の構造概要および図面（各室の用途を明示するもの）ならびに設備の概要
 - 運営規程
 - 利用者またはその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
 - 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制および勤務形態
 - 当該申請に係る事業に係る資産の状況
 - 子ども・子育て支援法第33条第2項の規定により支給認定子どもを選考する場合の基準
 - 当該申請に係る事業に係る施設型給付費および特別施設型給付費の請求に関する事項
 - 子ども・子育て支援法第40条第2項により確認の申請をすることができない者でないことについて申請者（申請者が法人の場合は役員（理事および監事）全員）が誓約する書面
 - 役員の氏名、生年月日および住所
 - 草津市暴力団排除条例（平成23年草津市条例第24号）第6条の暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないことについて申請者（申請者が法人の場合は役員（理事および監事）全員）が誓約する書面

別添 2 - 1

様式第 2 号（第 2 条第 2 項関係）

年 月 日

草津市長 宛

申請者 所在地
名称
代表者氏名

特定地域型保育事業者確認申請書

子ども・子育て支援法第 4 3 条第 1 項に規定する地域型保育事業者に係る確認を受けたいので、次のとおり、関係書類を添えて申請します。

フリガナ			
事業所の名称	(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)		
地域型保育事業の種類	☐ 家庭的保育事業 ☐ 小規模保育事業 (☐ A 型 ☐ B 型 ☐ C 型) ☐ 居宅訪問型保育事業 ☐ 事業所内保育事業 (☐ 保育所型、 ☐ 小規模型)		
事業所の所在地・連絡先	(〒 ー) (ビルの名称等) 電話番号 FAX番号 メールアドレス		
申請者(設置者)	フリガナ		
名称			
主たる事務所の所在地・連絡先	(〒 ー) 都道府県 都市区 (ビルの名称等) 電話番号 FAX番号 メールアドレス		
代表者の職名・氏名・生年月日	フリガナ	氏名	生年月日 年 月 日
代表者の住所・連絡先	(〒 ー) 都道府県 都市区 (ビルの名称等) 電話番号 FAX番号		
事業開始(予定)年月日	年 月 日	認可(認定)年月日	年 月 日

認可定員	3号認定		
	定員	人	
(認定区分ごとの認可定員を記載し、その内訳を下段に記載)	0歳児	1歳児	2歳児
	人	人	人
うち地域枠	人	人	人
利用定員	3号認定		
	定員	人	
(認定区分ごとの認可定員を記載し、その内訳を下段に記載)	0歳児	1歳児	2歳児
	人	人	人
うち地域枠	人	人	人
施設管理者の氏名・生年月日	フリガナ	氏名	生年月日 年 月 日
施設管理者の住所	(〒 ー) 都道府県 都市区		

- (添付書類)
- 次に掲げる書類等（子ども・子育て支援法施行規則第 3 6 条各号に掲げる事項（本申請書に記載した事項を除く。）を記載したもの）その他確認に関し必要な書類
- (1) 申請者の定款、寄附行為等および登記事項証明書または条例等の写し
 - (2) 地域型保育事業の認可証等の写し
 - (3) 事業所の平面図（各室の用途を明示するもの）および設備の概要
 - (4) 運営規程
 - (5) 利用者またはその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
 - (6) 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制および勤務形態
 - (7) 当該申請に係る事業に係る資産の状況
 - (8) 子ども・子育て支援法第 4 5 条第 2 項の規定により満 3 歳未満保育認定子どもを選考する場合の基準
 - (9) 当該申請に係る事業に係る地域型保育給付費および特例地域型保育給付費の請求に関する事項
 - (10) 子ども・子育て支援法第 4 0 条第 2 項により確認の申請をすることができない者でないことについて申請者（申請者が法人の場合は役員（理事および監事）全員）が誓約する書面
 - (11) 役員の氏名、生年月日および住所
 - (12) 特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準第 4 2 条第 1 項および第 2 項の規定により連携協力を行う特定教育・保育施設または同項に規定する居宅訪問型保育連携施設の名称
 - (13) 草津市暴力団排除条例（平成 2 3 年草津市条例第 2 4 号）第 6 条に規定する暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないことについて申請者（申請者が法人の場合は役員（理事および監事）全員）が誓約する書面

別添 2 - 2

様式第 2 号（第 2 条第 2 項関係）

年 月 日

草津市長 宛

申請者 所在地
名称
代表者氏名

特定地域型保育事業者確認申請書

子ども・子育て支援法第 4 3 条第 1 項に規定する地域型保育事業者に係る確認を受けたいので、次のとおり、関係書類を添えて申請します。

フリガナ			
事業所の名称	(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)		
地域型保育事業の種類	☐ 家庭的保育事業 ☐ 小規模保育事業 (☐ A 型 ☐ B 型 ☐ C 型) ☐ 居宅訪問型保育事業 ☐ 事業所内保育事業 (☐ 保育所型、 ☐ 小規模型)		
事業所の所在地・連絡先	(〒 ー) (ビルの名称等) 電話番号 FAX番号 メールアドレス		
申請者(設置者)	フリガナ		
名称			
主たる事務所の所在地・連絡先	(〒 ー) 都道府県 都市区 (ビルの名称等) 電話番号 FAX番号 メールアドレス		
代表者の職名・氏名・生年月日	フリガナ	氏名	生年月日 年 月 日
代表者の住所・連絡先	(〒 ー) 都道府県 都市区 (ビルの名称等) 電話番号 FAX番号		
事業開始(予定)年月日	年 月 日	認可(認定)年月日	年 月 日

認可定員	3号認定		
	定員	人	
(認定区分ごとの認可定員を記載し、その内訳を下段に記載)	0歳児	1歳児	2歳児
	人	人	人
うち地域枠	人	人	人
利用定員	3号認定		
	定員	人	
(認定区分ごとの認可定員を記載し、その内訳を下段に記載)	0歳児	1歳児	2歳児
	人	人	人
うち地域枠	人	人	人
施設管理者の氏名・生年月日	フリガナ	氏名	生年月日 年 月 日
施設管理者の住所	(〒 ー) 都道府県 都市区		

- (添付書類)
- 次に掲げる書類等（子ども・子育て支援法施行規則第 3 6 条各号に掲げる事項（本申請書に記載した事項を除く。）を記載したもの）その他確認に関し必要な書類
- (1) 申請者の定款、寄附行為等および登記事項証明書または条例等の写し
 - (2) 地域型保育事業の認可証等の写し
 - (3) 事業所の平面図（各室の用途を明示するもの）および設備の概要
 - (4) 運営規程
 - (5) 利用者またはその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
 - (6) 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制および勤務形態
 - (7) 当該申請に係る事業に係る資産の状況
 - (8) 子ども・子育て支援法第 4 5 条第 2 項の規定により満 3 歳未満保育認定子どもを選考する場合の基準
 - (9) 当該申請に係る事業に係る地域型保育給付費および特例地域型保育給付費の請求に関する事項
 - (10) 子ども・子育て支援法第 4 0 条第 2 項により確認の申請をすることができない者でないことについて申請者（申請者が法人の場合は役員（理事および監事）全員）が誓約する書面
 - (11) 役員の氏名、生年月日および住所
 - (12) 特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準第 4 2 条第 1 項および第 2 項の規定により連携協力を行う特定教育・保育施設または同項に規定する居宅訪問型保育連携施設の名称
 - (13) 草津市暴力団排除条例（平成 2 3 年草津市条例第 2 4 号）第 6 条に規定する暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないことについて申請者（申請者が法人の場合は役員（理事および監事）全員）が誓約する書面

別添3-1

様式第4号（第4条第1項関係）

年 月 日

草津市長 宛

所在地
申請者 名称
代表者氏名

特定教育・保育施設等確認変更申請書

先に確認を受けた特定教育・保育施設等について、次のとおり利用定員を増加したいので、確認の変更を申請します。

施設・事業所	名称					
	種類	☐ 認定こども園 (☐ 幼保連携型・ ☐ 幼稚園型・ ☐ 保育所型・ ☐ 地方裁量型)				
		☐ 幼稚園(認定こども園を除く。)		☐ 保育所(認定こども園を除く。)		
		☐ 家庭的保育事業		☐ 小規模保育事業 (☐ A型 ☐ B型 ☐ C型)		
		☐ 居宅訪問型保育事業		☐ 事業所内保育事業 (☐ 保育所型 ☐ 小規模型)		
所在地・連絡先	(〒 ー) 草津市 電話番号 ()					
確認年月日	年 月 日					
申請者(設置者)	名称					
	主たる事務所の所在地・連絡先	(〒 ー) 都道府県 市区 電話番号 ()				
	代表者職名・氏名・生年月日	職名	フリガナ	氏名	生年月日	年 月 日
	代表者住所	(〒 ー) 都道府県 市区				

利 用 定 員	区 分	変 更 前				⇒	変 更 後			
		1号認定	3歳児	4歳児	5歳児		3歳児	4歳児	5歳児	
		人	人	人	人	人	人	人	人	
	2号認定	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児	4歳児	5歳児			
		人	人	人	人	人	人	人		
	3号認定	0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児			
	人	人	人	人	人	人	人	人		
	うち 地域枠	人	人	人	人	人	人	人	人	
利用定員を増加しようとする理由										

- (添付書類)
- (1) 建物の構造概要および図面（各室の用途および面積等を明示したもの）ならびに設備の概要を記載した書類
- (2) 当該申請に係る事業に従事する者の勤務の体制および勤務形態を記載した書類

別添3-2

様式第4号（第4条第1項関係）

年 月 日

草津市長 宛

所在地
申請者 名称
代表者氏名

特定教育・保育施設等確認変更申請書

先に確認を受けた特定教育・保育施設等について、次のとおり利用定員を増加したいので、確認の変更を申請します。

施設・事業所	名称					
	種類	☐ 認定こども園 (☐ 幼保連携型・ ☐ 幼稚園型・ ☐ 保育所型・ ☐ 地方裁量型)				
		☐ 幼稚園(認定こども園を除く。)		☐ 保育所(認定こども園を除く。)		
		☐ 家庭的保育事業		☐ 小規模保育事業 (☐ A型 ☐ B型 ☐ C型)		
		☐ 居宅訪問型保育事業		☐ 事業所内保育事業 (☐ 保育所型 ☐ 小規模型)		
所在地・連絡先	(〒 ー) 草津市 電話番号 ()					
確認年月日	年 月 日					
申請者(設置者)	名称					
	主たる事務所の所在地・連絡先	(〒 ー) 都道府県 市区 電話番号 ()				
	代表者職名・氏名・生年月日	職名	フリガナ	氏名	生年月日	年 月 日
	代表者住所	(〒 ー) 都道府県 市区				

利 用 定 員	区 分	変 更 前				⇒	変 更 後			
	1 号 認 定	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児	3 歳 児		4 歳 児	5 歳 児		
		人	人	人	人		人	人		
	2 号 認 定	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児	3 歳 児		4 歳 児	5 歳 児		
		人	人	人	人		人	人		
	3 号 認 定	0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	0 歳 児		1 歳 児	2 歳 児		
	人	人	人	人	人	人	人			
	うち 地域枠	人	人	人	人	人	人	人	人	
利用定員を増加しようとする理由										

- (添付書類)
- (1) 建物の構造概要および図面（各室の用途および面積等を明示したもの）ならびに設備の概要を記載した書類
- (2) 当該申請に係る事業に従事する者の勤務の体制および勤務形態を記載した書類